

みやぎ税務会計事務所通信

《 2019 年 5 月 》

MIYAGI
TAX & ACCOUNTING
OFFICE

税務の話題

今、知っておきたい、改正された税制です！
「所得拡大促進税制」と「事業継続力強化税制」

この事務所通信でも、税制改正の話題をお伝えしておりますが、改正は決定されてから施行や適用事業年度までに時間差のあるものが意外と多いです。

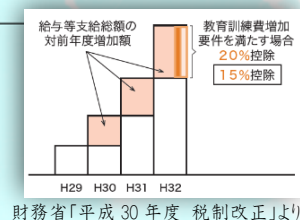
今月は、そのうちの一つ、昨年 2018 年 4 月(記念すべき?創刊号)に掲載しておりました「所得拡大促進税制」と、平成 31 年度改正の話題をあわせてご案内いたします。



所得拡大促進税制

「2018 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度(個人事業の方は 2019 年)から適用」される規定のため、現在進行中の期で適用可能な税制です！

ポイント	前期と今期、全ての月で給与の支給がある従業員への給与総額 をみていきます！
こんな税制	$(\text{今期} - \text{前期}) \times 15\%$ を法人税額(個人事業の方は調整前所得税額)から控除 ※上限あり
適用するには	基本: $\text{前期} \times 101.5\% \leq \text{今期}$ であること 控除額が上乘せ(15%→25%)できる場合: 次の2つを満たすこと (1) $\text{前期} \times 102.5\% \leq \text{今期}$ (2) 次のいずれかを満たすこと ① 教育訓練費 $\text{前期} \times 110\% \leq \text{今期}$ ② 経営力向上計画の認定を受け、計画に基づき確実に行われたと証明をされたこと。



法律案閣議決定！

<適用期限>
2021 年 3 月 31 日まで

事業継続力強化税制

中小企業が、頻発する災害への対応力を高めるために創設された税制です。

ポイント	「事業継続力強化計画(仮称)」の提出・認定が必要です！		
こんな税制	計画に基づく防災・減災設備について $\text{取得価額} \times 20\%$ の特別償却 が可能 (減価償却費が上乘せされる＝利益が圧縮されるイメージです)		
適用するには	対象設備は3区分		
	対象設備	取得価額	たとえばこんなもの
	機械装置	100 万円以上	自家発電機・排水ポンプ
	器具備品	30 万円以上	データバックアップシステム、制震・免震ラック
	建物附属設備	60 万円以上	防火シャッター、排煙設備

どちらも「税制面」のメリットだけで、検討するところではありません。

ですが、会社・事業を支えている従業員の皆さまへの適正な評価や天災時も事業が継続できる対策は、常に考えていくべき経営課題であるとも思います。今後の事業の道筋を考えるなかで、制度を上手に活用し、その結果、節税に繋がるのが理想なのかもしれません。